

議案第101号

守谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

守谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年守谷市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 1 2 月 3 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

提案理由（議案第 1 0 1 号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の引用の表記を変更するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正	現 行
(虐待等の<u>禁止</u>) 第 1 3 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の<u>防止</u>) 第 1 3 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 3 3 条の 1 0 各号 _____ に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。